

村山市監査委員公告 第 21 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年 12 月 2 日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 福祉課
2. 監査の期間 令和 6 年 11 月 22 日から令和 6 年 12 月 2 日まで
3. 監査の範囲 令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を 通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を 受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

【指摘事項】

前年度に実施した定例監査に係る講評において、**【注意事項】**及び**【口頭注意】**とした事項について改善の見直しが実施されていない。

■補助金の交付事務について

〔村山市単位老人クラブ活動費補助金〕

前年度の定例監査において、**【注意事項】**の措置について、改善が行われていない。

〔村山市単位老人クラブ活動費補助金〕において、交付申請及び交付決定の後、事業完了及び実績報告を待たずに補助金が交付されている。

上位法令である補助金等交付規則に基づき、かつ補助事業の趣旨や目的に則した適正な交付事務を行われたい。

■補助金の交付事務及び要綱の整備について

〔村山市高齢者就業機会確保事業費補助金交付要綱〕

前年度の定例監査において、**【口頭注意】**の措置について、改善が行われていない。

補助金交付要綱第5条及び第8条に「概算払」ができる旨の規定を設けており、二重かつ不整合に表記されている。

〔老人クラブ指導者育成事業費補助金交付要綱〕〔老人クラブ活動費補助金交付要綱〕
〔高齢者の健康いきいき活動支援事業費補助金交付要綱〕〔高齢者文化活動費補助金交付要綱〕
〔いきいきネットワーク推進事業補助金交付要綱〕〔ボランティア活動事業費補助金交付要綱〕

前年度の定例監査において、**【口頭注意】**の措置について、改善が行われていない。
各補助金の要綱で定めている概算払を適用し補助金を交付しているが、財務規則で定める概算払による支出の手続きがなされていない。補助金要綱に概算払請求や精算についての規定を設けるなど整備を行い、村山市財務規則及び村山市補助金等交付規則に基づきに則った適切な交付事務に努められたい。

【注意事項】

■決定通知書の住所について

〔村山市高齢者除雪費〕

支給決定通知書に記載される本人の住所が誤っている。(1件)